明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○調理師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八一）　一
〔告　示〕
○就業構造基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一三三）　五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一〇二～一〇四、一〇六～一〇八）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一〇五）　九
○原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示（経済産業九六）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
令和四年度予算等について報告（内閣）　一三
国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　四二
第八十九回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　四三
令和四年度林業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　四四
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四六
裁判所
破産、再生関係　四九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五九
会社その他
会社決算公告　六二

省令

○厚生労働省令第八十一号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第五条の二第一項及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月八日

厚生労働大臣　後藤　茂之